

戦後社会教育行政の特質に関する考察

—教育委員会と社会教育の意義の検討を通して—

生涯教育計画コース 井 上 伸 良

A Study of Characteristics of Social Education Administration after WW II
—The Examination of Meaning of Board of Education and Social Education—

Nobuyoshi INOUE

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of social education administration after WW II. Many studies about it refer mainly to the necessity of constitution of professional post in it more. However, considering the situation that some don't regard social education administration as indispensable, we need to rethink the meaning of it.

目 次

- 1 はじめに
 - 2 社会教育主事の専門性の相対的位置
 - A 社会教育行政研究における専門職員への視点
 - B 資格要件から見た行政専門職員の類型と社会教育主事の位置
 - 3 社会教育行政の必要性への論点
 - A 社会教育事業における教育委員会制度の意義
 - B 学校教育との連携と地域の学習活動支援
 - 4 おわりに
-
- 1 はじめに

独立行政法人・地方独立行政法人、構造改革特別区画の導入等に見られる行政改革や財政の観点から国と地方の役割分担を見直す財政構造改革が進行している。社会教育行政における行政改革としては、生涯学習の支援に関する行政は社会教育行政のみでなく行政全体で取り組むべき課題であるとの考え方から、あるいは地方分権を推進することを理由として社会教育行政の所管していた業務を一般行政部局へと部分的に移管したり、全面的に補助執行させる地方公共団体が存在していることがあげられよう。特に、文部省出身の西尾理弘市長のもとで2001(平成13)年4月に組織機構改革を行ない、学校教育以外の教育委員会の事務を市長部局に移管(地方自治法第180条の7による補助執行)した

島根県出雲市の事例については、政治的中立性の確保の問題などから行政学一般においても注目を浴びている事例であるが、社会教育行政の存立基盤を否定しかねない出来事であるといえる。

そもそも、社会教育行政は、事業内容に関連をもつ行政分野が多いことから、社会教育行政の独自性を明確にすることが難しい。このことは社会教育概念の広汎さ、言い換えるならば「曖昧さ」に由来する根源的な問題であるとも言える。つまり、社会教育を学校教育制度以外の教育作用である、と控除的に定義すると教育的意義が明確にしづらい一方で、運動論に見られるような積極的定義も逆に社会教育を矮小化することに陥りがちであり、また、多岐に渡る実践を踏まえつつ定義すると実質に乏しい抽象的定義になるという難しさを持っているのである。

社会教育行政が置かれている厳しい状況を踏まえるならば、専門職員の専門性の内実から社会教育の教育的意義を明確にすることが、社会教育行政の必要性を主張するうえでの1つの方法であると思われる。しかしながら、社会教育行政の専門職員の資格要件や任用の実態から考えると、他の行政分野における専門職員との比較において専門性が高いとはいえない面が多い。社会教育行政の必要性は専門職員の能力によって担保されていると生涯学習・社会教育関係者からは考えられてきているが、その理解が広く共有されるものとはなっておらず、専門職員の能力に代わる社会教育行政

の教育的な意義・価値を提示することが、求められているといえよう。それと関連して、一般行政部局とは相対的に独立した教育委員会の制度目的を通して、社会教育に関する事務を教育委員会が所掌することの必要性を明確にすることも求められよう。これらの考察を欠いては、生涯学習という包括的概念のもとで、地方公共団体における社会教育行政の独自性・必要性が、なし崩し的に否定されていく方向へと向かいかねない。

本論では社会教育が教育委員会の所管にあることの必要性について、論点を導出することを主たる目標とする。このテーマは行政組織論に関する論考と位置づけられるが、かつての(一般行政部局に所管される)コミュニティセンターと(教育委員会所管の)公民館の比較検討とも通じるテーマであるといえる。社会教育行政の固有の意義・独自性を明らかにすることは、多様性をその特性とする社会教育にあっては必須の作業であるといえよう。

2 社会教育主事の専門性の相対的位置

A 社会教育行政研究における専門職員への視点

社会教育行政の必要性については、社会教育行政に携わる職員、なかんずく教育公務員特例法第2条5項において「専門的教育職員」とされている社会教育主事の専門性とは何かを明らかにすることから検証する方法が考えられる。しかしながら、社会教育主事の資格要件や任用の実態から見る限り、あるいは行政の専門職員全体の中で相対的に位置づけたときに、高い専門性を有しているとは言いにくい。

社会教育行政職員の専門性について、先行研究においては、たとえば公民館主事が専門職員として制度上位置づいていない状況を批判的に捉え、専門職制の必要性を主張する立法論が多く見られた。¹⁾ 専門職制度の確立の実現を是とする研究においては、本来は補充的な法源である条理による法解釈が目立ち、現行法における社会教育行政職員の位置づけや他の行政分野における専門職員との比較により社会教育行政の専門職員の相対的な位置づけを確認し、その特徴を明らかにするような作業がほとんど見られなかった。

その点について、社会教育の条理解釈・原理論的解釈のみに固執することは、行政組織における社会教育職員の位置づけがマージナルなものに止まってしまうことから社会教育行政職員が行政の意思決定の場へ参画していくことが重要である、との実際的な提唱も見られるようになってきている。²⁾

社会教育行政の存立基盤が危ぶまれている現況にあっては、まず社会教育行政を担っている職員、なかんずく専門的教育職員である社会教育主事の行政学一般における制度的な位置づけを確認しつつ、その専門性から社会教育に関する事務が教育委員会の所管として位置づけられる必要性を検証することが一方法であろう。³⁾

社会教育主事は、1951(昭和26)年に社会教育法改正時に新設され、1959(昭和34)年の社会教育法改正時において、市町村における必置職員となった教育公務員特例法上の専門的教育職員であり、その資格要件については、社会教育法第9条の4に列挙されている。

資格要件のみから専門性の高低を図ることは、任用後の研修による能力の向上や実務・実践的能力に関する検討を欠いているともいえるが、他分野の専門職員と比較する便宜から、また、専門職員としての適性は、その多くを資格要件に依っていると考えられるため、資格要件を中心に検討することは妥当であるといえよう。

B 資格要件から見た行政専門職員の類型と社会教育主事の位置

行政職員の専門性とはどのように理解されるべきであろうか。地方公共団体の一般行政職員の採用に際しても、各々の職務の専門性を基準とした職種を複数設けて職員を採用している。職種による採用区分も当然ながら職務の専門性を基準とした採用であり、採用後のキャリアパスとも関係がある。しかしながら、社会教育行政には職員の多くのを占める事務職採用の職員が配属されている割合が高く、事務職採用の職員は社会教育行政に関する専門性を以って採用されているものではない。配属後において職務遂行能力を向上させるために研修等が必要とされることはあるまでもないが、配属後の研修を以って専門性と言うことは妥当ではないだろう。

一般に、行政職員の専門性を論ずるに際して注目されるのは、職種区分とは別に職務の専門性との関連が深く、個別の法令によって全国一律に設置されてきた社会福祉主事や児童福祉司、建築主事、社会教育主事のような「資格職」と呼ばれるものである。資格職は国による必置規制が施されていたが、規制の意義が問われるようになり、地方分権推進委員会において、必置規制が施されている資格職は見直しの検討対象とされた。⁴⁾

藤田由紀子は、任用資格に関する規制についての分

類（“①民間と共に通する法令に基づく資格を要件とするもの、②公務員に限られた資格であるがそのための特別の試験を行うことが法令に規定されているもの、③一定の学歴を有することを要件とするもの、④一定の経験年数を要件とするもの、⑤一定の研修や講習を義務づけるもの”⁵⁾）は，“規制緩和後は民間と共に通の国家資格の保持者が職につく場合”（①に相当），“地方自治体独自の資格であり、独自の資格検定が実施され、合格者が任用される場合”（②に相当），“地方自治体独自の資格であるが、資格検定は実施されず、”一定の要件を満たすものが任用される場合（③④⑤に相当）の3つに分類することができるとした。⁶⁾ 藤田は、①と②の場合の資格職については、専門的能力は十分に証明されているから、それに加えて、行政組織の管理・調整能力をどのように伴わせるかが、行政の総合化が求められている現在において必要な課題であるとしている。⁷⁾ 一方、③④⑤に相当する、任用資格がそれほど厳格でない資格職の場合は、“その資格職が本当に他の職から区別するに相応する専門性を備えているか否かなどについて、行政をとりまく環境の変化に応じて絶えず検討し直す必要がある”とし、例として、大学で所定の単位を修得する、あるいは厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了するなどの方法で任用資格が得られる社会福祉主事を挙げつつ、このような簡単な要件で専門性が担保されるのか、このような資格を法令で義務づける必要があるのか、と問題提起をしている。また、この類型に属する資格職を専門職として採用することは、配置転換が容易でなくなるため、人事管理の観点から行政組織の効率性を損なう恐れがあるとしている。⁸⁾

藤田の整理に基づいて、社会教育主事の資格要件を検討すると、それらの要件はいずれも上記③④⑤のいずれか、あるいはその組み合わせによるものであり、専門能力の有無について藤田が問題提起をしている類型に属する職であるといえる。よって、藤田の議論に依拠すれば、社会教育主事の専門性は担保されているとは言えないため、更なる裏づけが求められているといえる。

ところが、社会教育主事の任用に関する実態として、“採用においても、一般地方公務員と一線を画した、教育公務員特例法による「選考」の適用を受ける立場であるが、簡便な資格取得要件および事務職員と同等と考えられる傾向などから、すでに採用されている一般地方公務員をその地位につける方式が導入されやすい。（中略）「選考」の形骸化は、一般行政職員との安易な配

置転換を許してしまうことにも結合している”のが実態であるとの問題状況が1970年代に生涯学習・社会教育関係者から指摘されている。⁹⁾ 社会教育主事の任用の実態はその専門性をさらに低めうるものであるといえるのである。また、社会教育主事制度導入の経緯から考えても、昭和20年代の社会教育を取り巻く状況の貧困さを踏まえ、施設の職員よりも優先して社会教育主事を「専門的教育職員」に位置づけたことは現実的な対応であったといえるものの、¹⁰⁾ その専門性を十分に立証しうるような専門職であるとはいえない。社会教育行政職員の専門性（を証明すること）から社会教育行政の存在意義を導き出すことは困難なように思われる。それは、これまで生涯学習・社会教育関係者から提唱してきた社会教育主事の専門性論が、¹¹⁾ 当為論的主張や具体的職務内容の検討を行うなかで、抽象論や職務内容の羅列にとどまったり、社会教育主事に全能性を求めるような内容に等しくなっていることにも表れている。

社会教育行政の必要性を専門職員の資格要件から主張することが困難であるなかで、それに代わる論点・価値について明らかにすることが生涯学習・社会教育関係者には求められているのであろう。¹²⁾

3 社会教育行政の必要性への論点

A 社会教育事業における教育委員会制度の意義

これまでに社会教育行政を否定する内容を持った議論としては、1986（昭和61）年に刊行された松下圭一の『社会教育の終焉』におけるものが有名である。松下の議論は成人市民の成熟を理由として社会教育行政の役割が終ったと考えるものであった。

先に触れたように、社会教育行政を厳しい立場に追い込んでいる要因は、松下が指摘する理由とは異なった、より制度的なものであり、生涯学習支援は一部の行政部局で担うべきでないとの考え方や地方分権改革の流れが加速するなかで首長が教育行政に直接責任を持つべきであるとする意見¹³⁾が見られるようになったことであるとまとめられる。そのような要因によって行政組織の改組が行われるなか、社会教育行政独自の存在意義が問われているのが現今の状況なのである。

教育委員会の今後の方向性について、専門性・自律性の充実か、あるいは首長に事務を集約・一元化する総合行政を重視するかで行政学者の間では見解が分かれているが、中央教育審議会地方教育行政部会の部会まとめ（2005（平成17）年1月13日）の内容や松下圭一の

所論に依拠して“社会教育行政については理論的にはほぼ決着済み”であり，“教育委員会から社会教育部門を取り除く方向へ”向かっていくとの見通しを示しているものさえ見られる。¹⁴⁾ そして、このような首長主導型の教育改革を行った事例として、先述の島根県出雲市が挙げられている。

出雲市の事例は、生涯学習支援施策の展開に伴って生涯学習に関する行政事務が首長部局の所管になると、いう類の事例とは異なり、教育委員会から社会教育部門が(補助執行されるという形式により)実質的にすべて取り除かれるというものであり、生涯学習・社会教育関係者からも大きな注目を浴びた改革であった。社会教育行政の独自性を考察するための検討材料として、出雲市の事例は好適であるといえよう。

出雲市長である西尾理弘は、教育委員会制度が、教育の中立性の確保と地方分権の実現という趣旨において一定の機能、成果を果たしてきたものの、以下のような諸点に問題を感じ、組織機構改革を訴えた。それは、教育委員会が地方の現場において形骸化し、委員職が名誉職の体裁を帯びていること、予算編成や条例制定権に制約があること、5人の教育委員では所管が広すぎること、住民代表の首長が教育行政に直接関与できること、時代の変化にも関わらず政治的中立性を教育行政の基本に据えなければならないことであった。¹⁵⁾ そのような問題認識から“生涯学習など、学校教育以外の分野については、教育の政治的中立性確保といった理由から特に教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられない”¹⁶⁾ という認識を示し、また、一般行政部局による補助執行に伴う政治的中立性の担保の問題についても、冷戦構造が解消されてイデオロギー論争を教育の場に持ち込むようなことはなくなつたし、議会の監視はもとより、情報公開制度やメディア報道、住民投票、リコール、首長選挙と、“これだけ担保があるなかで、政治的中立性の観点から首長を信頼しないのはおかしい”と説明している。¹⁷⁾

社会教育行政における職員の専門性や社会教育に関する事業における政治的偏向の可能性に対する西尾の認識が楽観的であることを示すものだと言えるが、社会教育行政がその必要性を説得的に明示するためには、教育委員会内に位置していることの意義を詳らかに論じる必要がある。

政治的中立性の問題については、住民自治・首長の責任の明確化と教育行政の政治的中立性とのジレンマという問題が「一応」なりたつ。それというのも、行政

委員会である教育委員会制度下においても首長が一定の政治的影響力を持ちうることが、京都府の嵯峨革新府政下の事例などから例証されているとする主張も存在するためである。¹⁸⁾ また、教育委員会に所管されていたとしても、たとえば国家(中央官庁)から教育委員会に対する「不当な支配(教育基本法第10条)」を受ける可能性は存在するわけであり、教育委員会から一般行政部局に事務を移管したから政治的中立性が侵される、逆に教育委員会ならば政治的中立性は担保される、と考えるのは、形式的理解に過ぎるといえるのである。

このように考えると、社会教育に関する事務の所管が教育委員会であっても一般行政部局であっても首長の政治的な影響力が及びうるよう、言い換えると、所管による差異が見えにくく思われる。その理由の一つとして考えられるのは、1956(昭和31)年における教育委員会法の廃止とともにそれまでの教育委員の公選制度が廃止されたことである。教育委員の公選制度の善し悪しについてここで論ずるつもりはないが、公選制が廃止されたことによって、教育委員会における所管と一般行政部局におけるそれとの差異がわかりにくくしたものとなったとはいえるだろう。

しかしながら、仮に社会教育に関する事務が一般行政部局所管の事務になったとすると、教育委員の過半数が同一政党に所属する者であることを禁じた(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条3項)教育委員会による政策方針決定の手続きに置かれなくなる分だけ政治的中立性の確保が危ぶまれる可能性が高くなるといえる。この点についても、現行法上、教育委員の任命は議会の同意を得て地方公共団体の長が行うわけであるから、政治的中立性の保証という教育委員会の意義がどの程度において実現されているかは不透明であるといえる。しかしながら、一般行政部局下に置かれることで、ともすれば首長単独の意向が教育政策に影響を及ぼされ易い体制にあるよりは、教育委員会のほうが、政治的中立性を相対的に担保する制度であるとはいえる。

教育行政、とくに社会教育行政における政治的中立性については、少くとも、図書館職員による資料の扱い、¹⁹⁾ 次代に継承すべき教育上の価値を有する記念館、資料館といった類の博物館の場合において求められると考えられる。社会教育において政治的中立性が必要な強い事情はないとする西尾の議論は、社会教育行政が所管する事業の実態を見過ごしたものである。多様な政治的立場の存在を保障するために、社会教育行政の事務においても政治的中立性が求められているので

ある。

B 学校教育との連携と地域の学習活動支援

前節において、教育委員会の制度趣旨の1つである政治的中立性が社会教育事業においても必要であるとの観点から、社会教育行政の必要性を考察した。これは行政組織論の面から論点を導出したものであったが、社会教育事業の内容面からも教育委員会に所管されるべき論点をいくつかあげることができる。

まず第1点として、行政組織論ともやや重なるが、学校教育行政との連携を進展させるために社会教育行政が必要であるということである。学社連携・融合論は、おもに生涯学習・社会教育関係者から提唱されているものであったが、学校教育にあっても、古くは、1988(昭和63)年の教育職員免許法改正による特別非常勤講師制度の導入、²⁰⁾ 2004(平成16)年の学校運営協議会制度創設など、地域住民が学校教育に関わる機会を増やしており、地域も学校教育の一端を担うことが好ましいとする認識が窺える。現行の教育課程において学社融合事業が展開される余地は、総合的な学習の時間や、さらに中学校であれば選択教科の時間などに見出すことができるだろう。²¹⁾

仮に、一般行政部局が社会教育事業を所管した場合、学校教育との連携は容易ではなくなる。それは、所管の異なる複合施設を建設した場合に、開館時間や休館日、施設管理・警備の問題などで違いが生じやすくなる問題と似ている。²²⁾ 行政の部局が異なると意思疎通が容易ではなくなるのである。学校教育行政と組織上において「離される」と、学社連携・融合事業の展開等が困難になるが、学校教育を実り豊かなものにするためにも社会教育に関する事務は教育委員会に所管されることが必要であるのだといえよう。²³⁾

第2点として、地域の学習活動の支援・蓄積が学校との連携の基盤になるということである。つまり、地域における指導力を備えた人物を発掘することが、学校教育との連携における必要条件になるということである。それを行いうる可能性を最も有しているのが、地域に教育機関を持ち、人々の学習活動を継続的に支援する社会教育行政であろう。社会教育行政は、教育委員会主催事業の提供のみならず、事業参加者が事業終了後に自主サークル活動へと展開していくことを支援したり、サークルに事業運営を委託したりと、施設利用者の長期的な活動の展開を学習者の発達・成長の観点から支援し得る。これが地域の教育力や人間関係の蓄積にもつながっていくのである。

第3点としては、事業論として、識字教育や在日外国人に対する日本語教育などのアウトリーチ事業の必要性がある。この点については、学校教育に類似した内容の事業であるという根拠でしかないが、たとえば外国人への日本語教育については、外国人との交流機会を授業等に取り入れている学校も見られることから、社会教育行政が取り組むことで国際交流に関する学校教育との連携事業へと発展することも期待されよう。

生涯学習・社会教育関係者の間では、立場を問わず、社会教育行政職員の専門性が重要であると言われてきた。しかしながら、行政全体の専門職員を資格要件で比較した場合に、少なくとも現時点においては、社会教育主事の専門性は広く理解される状況にはなっていないと思われる。専門職員が社会教育行政に配置されることを重視するのではなく、ボランティアやNPOなどが社会教育行政の運営に参加することで見出される自己有用感や地域参加を通じた住民自治能力の涵養等の価値を社会教育行政の必要性として捉えることも可能であろう。²⁴⁾ 職員の専門性に代わる社会教育行政の意義・価値を数多く導き出すことが重要であろう。

4 おわりに

本論では、これまで社会教育行政の必要性を主張する拠り所とされてきた、職員の専門性について、資格要件や任用の実態、先行研究における専門性論の内容から考えると、関係者以外にも広くその専門性の高さが認識されるものであるとは言いにくい、と考察した。また、社会教育に関する事務が教育委員会に所管されることの意義については、主に政治的中立性の担保の観点から考察し、社会教育行政職員の専門性に代わる価値として、学校教育との連携の必要性や学校教育を支える地域の教育力の向上(教育資源の「発掘」・確保)、地域の学習活動支援による自己実現や人間関係の形成、アウトリーチ事業の必要性、などを挙げた。その他にも、憲法第89条の公の財産の支出利用の制限との関連で財政面からの検討も考えられるが、これらについては稿を改めて論じることとしたい。

くり返しになるが、今日、社会教育行政はその存在意義自体を問われている。その危機的な現状を踏まえるならば、旧来からの専門職化論などに見られる条件整備論とは違い、社会教育行政の必要性を関係者のみならず広く理解され得る形で論点を明らかにすることが、社会教育行政研究に求められているのである。

(指導教官 鈴木真理助教授)

注

- 1)たとえば、奥田泰弘・片野親義「公民館職員の専門性」(日本社会教育学会編『現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望』東洋館出版社, 1999, pp.380-391.), 島田修一「専門職の専門性の形成—不当配転の論理ー」(日本社会教育学会年報編集委員会編『都市化と社会教育(日本の社会教育第13集)』東洋館出版社, 1969, pp.90-106.)など。他にも、公民館主事の専門性確立のための必要条件を考察したものとして、碓井正久「社会教育職員の専門性」(日本社会教育学会年報編集委員会編『社会教育職員の養成と研修(日本の社会教育第23集)』東洋館出版社, 1979, pp.37-52.)がある。
- 2)梶野光信「東京都における行政改革・財政健全化施策の進行と社会教育行政—職員の立場からー」(日本社会教育学会年報編集委員会編『地方分権と自治体社会教育の展望(日本の社会教育第44集)』東洋館出版社, 2000, pp.131-132.)
- 3)公民館主事の専門職制を主張する議論や社会教育公務労働としての社会教育行政職員のすべてに専門性を見出そうとする議論も見られるが、本論ではこうした議論の存在を指摘するにとどめる。
- 4)「資格職」の説明や地方分権推進委員会による必置規制の見直しについては、藤田由紀子「職員の専門性と資格職」(松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『機構(岩波講座 自治体の構想4)』岩波書店, 2002, pp.189-191.)参照。
- 5)Ibid., p.192.より重引。
- 6)Ibid., p.193.
- 7)藤田が指摘するように、専門能力と組織の管理・調整能力の相克も課題であるが、専門能力の發揮と恒久的な職になることでの権力腐敗の危険性の相克という課題も提示し得る。
- 8)藤田由紀子, op. cit., pp.198-203.
- 9)高倉嗣昌「社会教育主事の『専門性』」(塚本哲人・古野有隣編著『社会教育の経営』第一法規, 1979, pp.198-199.)
- 10)Ibid., p.197.
- 11)たとえば、島田修一のように社会教育公務労働者という立場から広く社会教育行政職員の専門性を立論するものや、日高幸男の社会教育主事3P(プランナー、プロデューサー、プロモーター)論、あるいはプログラマーまでを含めた4P論、今村武俊による社会教育主事の必須要素の提示、などがある。詳しくは、Ibid., pp.201-207.参照。
- 12)本論は、専門職員の資格要件に照らした場合に、社会教育主事の専門性の高さを説得的に主張することの難しさを指摘しているのであり、社会教育に特徴的な理論、教育上の原理が存在していることは否定していない。こうした理論、原理があることと、資格職としてその専門性の高さが一般に見とめられることは、別の問題である。そのこと自体を問題視して社会教育主事の専門性を関係者以外にも広く認識されるような形で明確にする作業が必要であるのかもしれない。
- 13)たとえば、伊藤正次「教育改革の動向と自治体教育行政改革の課題」(『地方自治職員研修』公職研, 2005年4月号, p.28.)
- 14)今井照「首長部局による教育政策のリスクと可能性—自治体教育

機構の市民自治型再構築に向けて」(『ガバナンス』ぎょうせい, 2005年2月号, pp.20-23.)

- 15)西尾理弘『21世紀の人づくり街づくり 教育行政改革への挑戦』山陰中央新報社, 2002, pp.62-63.)
- 16)Ibid., p.68.
- 17)西尾理弘「行政を統括する首長が責任を持って教育行政を行うべき」(『ガバナンス』, op. cit., p.41.)
- 18)伊藤正次, op. cit., p.28. しかしながら、こうした主張が存在すること自体、教育委員会(行政委員会)制度の形骸化を指摘するものであるといえる。なお、鰐川府政下において、首長部局が教育委員会の事業へ影響力をもたらし得るものとなった例として「ろばた懇談会」がある。「ろばた懇談会」の取り組みについては、津高正文・守口兼二編著『地域づくりと社会教育—京都「ろばた懇談会」に学ぶ—』総合労働研究所, 1980に詳しい。
- 19)例として、船橋市西図書館が2001年8月に「新しい歴史教科書をつくる会」の会員らの著書を集中的に除籍・廃棄し、著者らが関係職員と船橋市に損害賠償を求めたものがある。2005年7月、最高裁において、国家賠償法上違法と判示し、船橋市への損害賠償請求が認められた。これは資料収集の自由を有する図書館のあり方、そして国民の知る自由の保障に関わる問題であり、社会教育においても政治的中立性が求められることを示す好個の事例であるといえよう。事例の経緯については、社団法人日本図書館協会「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について(2002年6月5日)」、同「船橋市西図書館蔵書廃棄事件裁判の最高裁判決にあたって(声明)(2005年8月4日)」を参照。
- 20)教育職員免許法第3条の2では、特定の教科における領域の一部については免許状を有しない非常勤講師を充てができる旨の規定があり、その教科が、同法第4条や第16条において示されている。そこでは、学校教育法施行規則で規定されるすべての教科に関して列挙されている。教科の領域の一部について非常勤講師を雇用あるいは任命することは都道府県教育委員会への届け出が必要である(同法第3条の2Ⅱ)ものの、活用可能性は大きく、学社融合事業展開のための条件は最低限備えられているといえよう。
- 21)選択教科は、学校教育法施行規則第53条Ⅲの規定に照らして、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要のある場合に「その他特に必要な教科」を設けることができるところから、選択教科は学社融合事業を展開しうる可能性の高い領域であるといえる。
- 22)渡辺義彦『公民館取扱説明書』ふきのとう書房, 1998, pp.144-145.参照。
- 23)他にも、これまで学校の教員は社会教育行政職員、とくに派遣社会教育主事の「供給源」となっている場合が多いが、社会教育行政との関わりを持ち認識を深めることは教員にとっても有益なものとなり得ることからも、学校教育行政と社会教育行政の不分離は必要であると言える。
- 24)鈴木眞理は、生涯学習支援のための一システムとしての社会教育を取り巻く状況の変化のなかでの、社会教育のあり方にに関する新たな論点のひとつとして、専門職の存在をどう考えるかを挙げている。鈴木は、行財政改革の関連で職員の配置そのものが困難な状況になってきている事実と「参加」の必要が語られて

ボランティア活動や NPO 活動にも注目がされてきているなか、当該課題の解決が専門職員による「専門処理システム」と専門職員によらない「相互扶助システム」のどちらに適しているかという問題として位置づくとしている。鈴木眞理「生涯学習社会の社会教育」(鈴木眞理・松岡廣路編著『生涯学習と社会教育(シリーズ生涯学習社会における社会教育 1)』学文社, 2003, pp.153-155.)